



営業許可証

許可番号 尼崎市指令(生)第1-01856号(04)

氏名 浜田化学株式会社

営業所の名称 浜田化学株式会社 第三工場
屋号又は商号

営業の種類 食用油脂製造業

営業所所在地 尼崎市東海岸町1-20

有効期間 令和4年11月10日から
令和10年11月30日まで

条件 マーガリン、ショートニングの製造はできません。

食品衛生法第55条第1項の規定により営業を許可する

令和4年11月10日

尼崎市保健所長

清水 昌好



1012936

教示

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として処分の取消訴訟を提起することができます。この場合、当該訴訟において尼崎市を代表する者は、尼崎市長となります。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消訴訟を提起することができなくなります。
ただし、上記1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として処分の取消訴訟を提起することができます。この場合、当該訴訟において尼崎市を代表する者は、尼崎市長となります。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消訴訟を提起することができなくなります。

注意

- 1 この営業許可証は、施設内の見やすいところに掲示してください。
- 2 次の場合は、保健所に届け出て指導を受けてください。
 - (1) あなたの住所、氏名、営業所の名称（屋号）が変わったとき
 - (2) 施設、設備を改造または変更しようとするとき
 - (3) その他申請事項に変更があったとき
- 3 有効期間満了後も引き続き営業する意思のある方は、有効期間満了の1月前までに営業許可申請書（更新）を必ず提出してください。